

専属芸術家統一契約書改訂のお知らせ

当協会は、2017年に各分野の専門家による「専属芸術関係等に関する競争法上の論点に関する研究会」を設置し、プロダクションとアーティストとの間の専属芸術家関係等に関する競争法上の論点について検討を重ね、2018年2月に当協会ホームページにてその検討状況を取りまとめ、公表いたしました。（当協会ホームページ「2018.2.15『専属芸術家関係等に関する競争法上の論点に関する研究会』による検討状況のご報告」ご参照）

その検討結果をもとに、当協会諸課題検討委員会において現行「専属芸術家統一契約書」の再検討を自主的に行い、このたび同契約書を部分改訂することになりましたのでご報告いたします。なお、この改訂に際しては、公正取引委員会に助言をいただき、ご支援いただきました。

今後、当協会会員社の標準契約として順次導入を推進してまいります。

なお、当協会が最初に「専属芸術家統一契約書」を作成したのは、1981年に遡ります。その後、1989年に現行統一契約書の原型となる全面改訂版を作成、これについてもたび重なる著作権法等の改正に対応し、7次にわたる部分改訂を繰り返してきました。そして、2015年10月には、それまでの実践の蓄積と理論の深化を反映させるべく大幅かつ全面的な改訂を行って今日に至っています。今回の改訂は、それに比べるとはるかに部分的なものです。それでもいくつか重要な点を改訂したものです。

今回の改訂の主な点は、以下のとおりです。

1. 契約書の標題

当協会が最初に「専属芸術家統一契約書」を作成した1981年当時は、プロダクションとアーティストとの間においてきちんと契約書を取り交わす慣行が十分に確立していませんでした。そこで、まずは業界全体の統一した動きとして契約書作成の機運を盛り上げようという思いを込めて「統一契約書」というタイトルとしました。また、このとき日米のプロ野球界の「統一契約書」を参考にしたという事情もありました。

しかし、「統一契約書」とはいつても、元々業界全体に契約書作成を普及させるための参考例として率先して提案したものであり、その実質は、「標準（モデル）契約書」でありました。他方で、「統一契約書」というと何かこの契約書を会員に強制するものであるかのように誤解する向きもあったようです。

そのため、このたび「標準契約書」というタイトルに改めることとしました。

また、「芸術家」という言葉のもつ堅苦しさを払拭するため「アーティスト」に呼称を改めました。

2. 丁寧な説明

契約を取り交わす際には、双方がその内容を十分に理解する必要があります。そのため、これまでも当協会では、会員社に対し、契約書の説明会の開催、解説書の配布を行い、丁寧な説明をすることを推奨してまいりました。さらなる理解促進のため、この解説書の冒頭においてより一層丁寧な説明を推奨するとともに、併せてアーティスト向け専用の平易な解説書を新たに作成いたしました。

3. 契約の構造をわかり易くするための条項の創設

プロダクションとアーティストが共通の目的のためにどのように互いの役割を分担するか、また、そのために、プロダクションとアーティストとの権利義務関係がどのような関係に立つかをわかり易く解説・確認するための条項を新たに設けました。

4. 契約の適用領域

プロダクションやアーティストの活動が国際化していることから、それに柔軟に対応できるよう条項を工夫しました。

5. 一元的・団体的権利処理のための条項の挿入

芸団協 CPRA（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）や aRma（一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構）を通じての一元的・団体的権利処理のシステムは以前よりますます進化してきていますが、これに対応する条項を新たに挿入しました。

6. 例外となるアーティスト活動の設定

アーティストがプロダクションとの契約のもとに行う活動のうち、双方の合意により例外的に一部の活動を契約の対象外として設定することもできる条項を新設いたしました。対象外と設定した活動は、アーティスト自身の責任のもとに行うこととなり、プロダクションの管理は及ばないこととなります。

7. 専属契約終了時のトラブル回避

プロダクションとアーティスト双方が納得した状態で円満に専属契約を終了させることは、双方の利益になります。それだけではなく、専属契約期間中に発生した第三者の方々との契約（CM、出演契約等）についても混乱の生じないようにしておく必要があります。現在の「専属芸術家統一契約書」においてもこの点について、すでに対応しております。

(1)

今般、契約終了時の「期間延長請求権」の条項にさらに工夫を加えることとしました。改訂は次の2点です。

ひとつは、従来からあった期間延長請求権条項について、その行使要件（投下資本の回収等）が充たされる場合のみにこれを行行使できることを明確化したことです。もともと、この条項は、契約終了時においてプロダクションによる投下資本との関係で不均衡が生じないようにするためのものでした。そのため、そのことを規定の体裁上も明確化するとともに、そのような必要のない場合は、この条項を不要とできるよう、条文の体裁に工夫を加えました。

ふたつめは、契約終了時点でプロダクションによる投下資本との不均衡の是正が必要と思われる場合や、第三者との契約が継続している場合等に備え、ケースごと必要に応じて双方合意のもと金銭により精算する方法を明文化いたしました。これまで実務においては、プロダクションとアーティストが互いに協力し、工夫をこらして終了後数年間にわたる権利処理や対価の帰属方法を定めたり、金銭で一括処理する方法など、様々な解決が行われてきました。この改正条項はそのような様々な選択肢による円満解決に道を拓こうとするものです。もちろん、それとは逆の場合で、アーティストがプロダクションの投下資本に見合う成果をあげていないからといって、プロダクションがアーティストにその分の補償を求めることは許されません。

(2)

なお、仮に契約終了後にアーティスト活動を行わない旨を双方合意した場合であっても、本契約ではその合意は原則として効力を有しないとしております。当然のことではありますが、念のため明文化しました。

(3)

また、併せて結婚・出産等による廃業による契約終了の場合についても、念のため確認的な規定を設けました。

以上が今回の改訂の主な内容になります。

専属契約書の改訂については、去る 11 月 27 日に、公正取引委員会のご担当者様にもご参加いただき、当協会正会員社を対象に説明会を開催いたしました。

当協会といたしましては、プロダクションとアーティストが十分に納得したうえで専属契約を締結していただき、よりよい環境のもと双方が最大限にその能力を發揮して協同でアーティストのブランド価値を高めるとともに、すばらしいエンタテインメント作品を送り出しつづけることで、より一層文化が発展することを切に願っております。引き続き、様々なジャンルで活躍するアーティストの方々、これから活躍するために努力を続けているアーティストの方々へのあたたかい応援を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

2019 年 12 月 3 日

一般社団法人 日本音楽事業者協会